

令和2年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第3日）						
招集年月日	令和2年3月2日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和2年3月9日	9時30分	議長	坂口久信	
	散会	令和2年3月9日	13時28分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	1番	山口一生	2番	西田辰実	3番	松崎近
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	西村芳幸		中村誠			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	浦川豊喜		
	副町長	毎原哲也	農林水産課長	川島安人		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	安西勉		
	総務課長	田中久秋	建設課長	田崎一朗		
	財政課長	西村正史	会計管理者	小竹善光		
	企画商工課長	津岡徳康	学校教育課長	中川博文		
	町民福祉課長	田中照海	社会教育課長	峰下徹		
	健康増進課長	大岡利昭	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年3月9日（月）議事日程

開 議（午前9時30分）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 太良町中小企業資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 町道の認定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成31年度太良町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成31年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成31年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 平成31年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 平成31年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について |

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付いたしております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 議案第1号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議案第1号 太良町中小企業資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（所賀 廣君）

これ説明によりますと、人件費、資材費などの高騰などにより700万円を1,000万円ということですが、もうちょっとほかに何か理由がありそうな感じがしますが、具体的な説明をお願いしたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この条例改正の要旨につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおりでございますけれども、現在、消費税が上がって、また人件費や資材費も上がっているという状況でございます。太良町中小企業資金の融資の状況につきましては昨年度は大体14件ぐらゐの申し込みがありました。そのうち3件がもう融資枠いっぱいまで借入れをされている状況でございます。

こういった中で、年に1度、佐賀銀行、佐賀西信用組合それと佐賀県信用保証協会と太良町ということで4者で1回会議を開くことになっておりますが、その中で大体限度額いっぱい500万円と700万円、運転資金と設備投資です。そのところを引き上げれば中小企業の皆さんの融資枠を上げることで資金調達がさらに容易になるのではないかというふうな御提案をいただいたところです。そういったことから今回融資枠を上げた、上げる条例案を提案をさせていただいたということでございます。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

今の説明で昨年は14件ほどの貸付状況、そういったことがあったということですが、それ以前の分、過去3年でもいいし5年でもいいし貸し付けの件数の推移を教えてくださいと思いますが。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

手元に持っておりますのが平成29と30と先ほど申し上げました14件と、その3カ年しかきょうは持ってきておりません。平成29年度におきましては12件でございます。それと、平成

30年におきましても12件、それと先ほど申し上げました平成31年度は14件、この3カ年度の推移でございます。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

3カ年でも結構ですが、12件、12件、14件、これらは限度額いっぱい申し込みがほとんどだったわけでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

借り入れの申し込み状況につきましては、必ずしも限度額いっぱいの申し込みをされている事業者さんが多いというわけではございません。運転資金の状況とかお仕事の関係で設備を更新しなくてはいけないというようなタイミングもございますので、常に一定ということではございませんし、まだまだほとんどが融資枠いっぱいまで借り入れをされているという状況ではございません。ただ、これから先ふえていくだろうということで、近隣自治体でも市を中心に大体もう1,000万円という限度額を設定をされておりますので、そういった形で市の状況とをあわせまして、同額ぐらいを見込んで条例改正案を提案させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○11番（久保繁幸君）

現在700万円から1,000万円に変わったということでございますが、この金額が変わったのに条件変更とか金利とかそういうのは変わっておりませんか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

融資を受ける際の条件につきましては何も変更はございません。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

これは長い間700万円を保ってきた条例だと思うんですが、今年度だけの単年度の条例なのか、今後続けられていかれるのか、その辺をお伺いいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この改正につきましては単年度ではございません。一回改正をいたしましたら複数年度は状況を見まして、そのままの金額で上限設定をさせていただくということでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

これ昨年が14件ということであったんですが、貸し付けができなかった業者さんはありますか。そのようないろいろな条件等々が合わなかった分で申し込みが拒否されたというのがありますかね。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

申しわけございません、融資を受けられなかった事業者さんにつきましては把握をいたしておりません。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

この中小企業資金の対象者はどういう対象者なのか伺います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

貸し付けの対象でございますけれども、中小企業信用保険法施行令に規定するいずれかの業種を営み、かつ原則として町内で1年以上引き続き同一の事業を行っている者に貸し付けるものとなっております。

具体的に申し上げますと、この中小企業信用保険法施行令に規定するいずれかの業種というのが何なのかということでございますけれども、施行令、政令を読みますと、農林漁業と金融保険業以外の業種で太良町内で1年以上のお仕事をされている事業主さんに対してお貸しをするという、そういう条例でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

資金の概略の制度の内容というか、借った場合は何年で返却するとか利子がどんくらいぐらいつくとかそういう中身を、簡単にいいですけども、お願いしたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

条例の概要について申し上げます。

先ほど申し上げました農林漁業と金融保険業以外の業種を町内で1年以上営んでいる方、さらに申し上げますと、町税その他の納付義務を履行していない方は除かれます。それと、金融機関に対する過去の借入実績が著しく不良な者も除かれます。あと、保証協会の代位弁済による求償債務を負担している者及び求償債務の連帯保証人である者。つまり金融機関に返済が滞っており、その返済が滞った分を保証協会が全額肩がわりをして金融機関に返済するわけですので、そうなった場合、今度は保証協会が事業主さんにお金返してねということで、ずっと返済を続けられると。そういった状況にあられる方は貸しませんよというような

ものもございます。そういった方に対して中小企業の資金の融通をするわけですが、今までは運転資金と設備投資で500万円と700万円という上限がございました。それをそれぞれ1,000万円に引き上げるという条例改正でございます。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

この融資自体は700万円から1,000万円に繰り上げるのはいいんですけど、今コロナウイルスの件で政府からも幾らかでも中小企業に対して融資をとということと言われてるんですけど、これとは別枠でそういうのをする予定がありますかどうか、太良町は。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この中小企業資金の貸付けに関する条例に基づいてお貸しするのは、あくまでも運転資金と設備投資の分だけの条例改正案でございます。コロナウイルス対策につきましても、信用保証協会が絡んで、お金の融通をする制度が今動こうとしております。それにつきましては、国と銀行と信用保証協会になって、企業に対して資金融通をするときの資金の担保ですね、担保は要らないから保証協会が全額見ると、保証協会はそれを100%分ちゃんと見ますよという、そういう制度でございまして、今のところはそこまでありまして、地方自治体としては、太良町といたしましてはコロナ対策でこの金融対策というのは今のところは考えていないところでございますけれども、近隣の自治体等の趨勢を見ながら、必要があれば検討するところもあるかと思っておりますけれども、今のところはそういった予定はないということでございます。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

この条例に載ってるこれも大事なんですけど、今はコロナ対策で観光協会とか旅館協会というのは非常に厳しいんじゃないかなと。端で見てても、私も同じ地区に旅館関係者の方がいっぱいいらっしゃるんで朝晩見るんですけど、車のとまりぐあいといいますか、それを見たときに非常に厳しい状態といいますか、そこら辺も含めて企画のほうで幾らかでもそういうのを配慮してもらえればというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

事業者さんに対してどういったような援助の方法があるのかということ考えていきますと、端的に資金援助というのは即効性があるとは思いますが。ただし、資金援助といたしましても、丸々それを補填するというのはなかなか難しいものがございます。現段階で商工会等と下話程度ですけれどもお話をしているのでは、幾ら資金融通をするとしてもお金を貸すことには変わりはないと、あげられることはないから、貸すことに違いはないから返してもらわ

なくてはいけないということで、どれだけの効力があるのかということで難しいよねというふうな話は事務レベルで下話ではしております。

現段階で確かに観光事業というのは太良町にとって大きな経済規模を持っている事業でございます。観光事業がうまくいかないと観光事業に品物を卸している事業者さん、またそこに雇用されている人々、大きな経済的なサイクルの中で太良町の痛手になるということは理解をいたしてるところでございます。太良町は観光とかが大きいんですけれども、現状は経済全体が非常に冷え込んでいると、全国的にですね、太良町もまた同じと。たらふく館も前年比2割減と聞いております。旅館さんにつきましても、3月はもう団体さんについては予約が入っていないところもあるというところで、非常に厳しい状況ということはお聞きをいたしております。企画商工課といたしましても、どういった形でそういった苦境に対応していただけるかと今後さらに検討していきたいと思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

この基金について資金の総額というか、幾らまでお金をプールしてるかということと、あともう一つ、貸し付けを行ってる業種の件数というか、例えば何とか業が何件とか、そういったところを教えてくださいませんか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

まず、資金のプールの金額でございますけれども、太良町からはこの資金制度のために毎年5,000万円を預託をいたしております、金融機関に対して。それに対して、金融機関は預託金の3倍までの金額を上限として事業者さんに貸すようにというふうなルールになっております。したがって、1億5,000万円までが総額となります。扱っている金融機関は佐賀銀行と佐賀西信用組合でございます。

それと、申し込み業種についてはそれぞれの統計をとっておりません。31年度実績で申し上げますと、建設業が10です。運輸が1、あと商業が3でございます。申しわけございません、それぐらいしか今資料を持ってきておりません。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

今回コロナウイルスの影響で経済がかなり冷え込むというのはもう予測がつくんですけれども、例えば限度額いっぱいの場合、1億5,000万円であれば15件ということになるんですけれども、例えば20件とか申し込みが来た場合にどういうふうな対応をされるんでしょうか。1億5,000万円を超えてしまう場合はどういった対応があるんでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

もし、そういったことがあった場合は、信用保証協会と金融機関と3者で内容を検討いた

しまして、どうするかというのを決めなくてはいけないと思います。端的に申し上げますと、資金として今5,000万円を拠出をいたしておりますけれども、資金の増額などで対応をして、預託金はですね、増額をして対応するなどの方法が考えられると思いますけれども、現段階では特段の考慮はいたしていないというのが現状でございます。

以上です。

○1番（山口一生君）

この貸し付けを行ってる31年度の実績で、建設業がかなり多いのかなというのがあるんですけども、建設業の方の中で運転資金の用途が多いのか設備投資への用途が多いのか、そういったところを教えていただけないでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

建設業については設備投資のほうが多いと思います。それぞれの数字をきちんと精査をしないと正確なことをお答えできないんですけども、運転資金と設備投資の資金自体でも運転資金が1,600万円ほど、設備資金が3,500万円、これは14件全部で合わせてでございますので、それでも設備資金のほうが多額以上大きいということでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○3番（松崎 近君）

まず、第1点が金利なんですけど、運転資金は何%で設備資金が何%か。

第2点目が、融資のあれは銀行が主体になってんのか、それとも町なのか。町は単なる保証というか、そういう形をとってるのか。

3点目が、今までに融資した場合の事故、つまり取りっぱぐれですね、わかりやすく言うと。そういうのが過去5年ぐらいであったのかなかったのか。その金額がおよそ幾らぐらいあったのか。パーセンテージでいうと融資残高の何%ぐらいに当たるのか。

以上、3点お願いします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

金利につきましては、設備も運転も年利1.3%でございます。

融資の主体が銀行か太良町かということでございますけれども、条例をつくっておるのは太良町でございます。この条例に基づいて金融商品を使っているのが金融機関でございます。なので、お金を貸しているのは金融機関ということになります。これは、太良町の条例に基づいて実施をされているところでございます。その原資は5,000万円ということで御理解いただければと思います。

それと、今までに取りっぱぐれがあったかどうかという御質問でございますけども、その報告は受けておりません。前任の報告でも今のところそういった件数は発生していないというのを聞いております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第1号 太良町中小企業資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第2号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第2号 太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

これにつきましては、先日の説明で道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことにより今回占用料が改定されたと、値上げになったということでしょうけど、まず初めにこの改定された背景についてお答えしてもらえないでしょうか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

道路法施行令の一部を改正する政令については、消費税の引き上げを踏まえた改正、それと固定資産税評価額の評価がえ、また地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた改定となっております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

今、消費税の改定、また固定資産税の評価がえ等の理由で改定になったと。新旧対照表をもらってまして、これを見ますと、占用料が現行の例えば第1種電柱であるならば1本につ

き1年310円から380円になるということでしたけれど、太良町の場合は第五級地ですからこういうふうな値段になってると思いますけど、ちなみに参考までに310円から380円に上がったというこの算定式はわかりますでしょうかね。

○建設課長（田崎一郎君）

お答えいたします。

算定式については、道路法の施行令を太良町も準用しておりますので、そこまでは算定式は把握しておりません。

以上です。

○7番（田川 浩君）

わかりました。

あと、最後の質問ですけれど、これまでにこの占用料で年間どのくらいの徴収料があって、今後改定になったことでどういうふうになるのか、それだけ教えてもらえないでしょうか。

○建設課長（田崎一郎君）

お答えいたします。

占用料につきましては、これまでの数年間の推移というのは現在資料を持ち合わせておりませんが、今年度でいいますと道路使用料が106万6,000円の予定としております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

この占用料をいただいている総数は何件ぐらいあるんですか。

○建設課長（田崎一郎君）

お答えいたします。

総数については現在資料を持ち合わせておりませんが、申請によっての件数となりますので、増減が発生してくることもあります。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

当初予算あたりでは140万円ちょっとだけの予算が上がっておりますが、この財源をどのようなところにお使いになっているのか。少ない財源なんですけど、どういう方法でどういうところにお使いになっているのかお尋ねします。

○財政課長（西村正史君）

使用料の財源ということでございますけども、この分が一般財源という形で歳入として入れるところでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

この一般財源は何に使ってるのか、一応財源の中に入ってると思うんですが、未収、こう

いのがありますか。お尋ねいたします。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

未収についてはありません。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

第1種電柱ということでも結構ですが、多分これ九州電力の電柱に電線が乗るとの3本以下が年額380円の、ある意味借地料というふうに考えられると思いますが。ちなみにですが、うちの土地にも九州電力柱が立っておりまして、その借地料としては年額、多分1,500円かな、九州電力のほうから振り込まれます。単純に考えて、多分うちのところは第2種かなと、4条から5条電線がということを書いてありますので、かなり金額に差のあんなというふうに思うのですが、そこ素朴な疑問ですが、課長、どう考えられますか。多分年間1本1,500円からの振り込みがあつてると思います、記憶では。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

今議員が言われた占用地というのは宅地になります。うちが今回改正をお願いする分は道路の借地料と、賃料となりますので、その道路と宅地の評価額の賃料の違いだと思います。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

宅地に該当するような部分というのは、この改正案の表にはありませんか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えします。

この道路占用料はもう道路のみでしたので、ほかに宅地と同等の評価はありません。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

素朴な疑問ばかりで申しわけありませんが、9ページ、11ページ、12ページにはこの金額の欄にアルファベットのA、Aに云々を乗じて得た金額という、このAというのは何なんですか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

この表の備考の欄の5号ですね。Aは近傍類地の土地の時価を表するものということと表記しております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第2号 太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第3号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第3号 太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第3号 太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第4号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（所賀 廣君）

これを見ますと、中ほどに3、町長が特別の事情があると認める者に対しては云々云々、連署を必要としないこととすることができるといふふうに書いてありますが、この特別の事情というのはどういった事情なんですか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえて、それと公営住宅への入居に際し、保証人を確保することがより一層困難になるというような状況が発生してきております。そういうことを踏まえて、そのときに町長が認める場合というようなことを今回上げさせていただいてる改正であります。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

この特別の事情ですが、申し込まれる本人さんの申し出によって町が妥当なのかどうかを考えるということですか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

現在の保証人としましては、入居者と同等、それ以上の収入を得る者を保証人に上げていただくというような制度になっております。それが先ほど申しましたように、高齢の単身者とか、それに見合う保証人をつけなきゃいけないというような状況が厳しくなってくるような方たちがおられます。公営住宅というのは低額所得者への住宅供給ということで目的を踏まえておりますので、そういう事態が発生しないように今回の改正をお願いしてるものであります。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

この町営住宅ですが、今さっき課長が言われたように低額所得者を対象とするということですが、かなり高額な所得の方も住み続けるといいますか、おられると思いますが、現状を聞いてみますと確かにあの人は高額よねと思われるというふうな方が入っておられると思いますが、この辺はどうなんですかね。出ていってくださいというふうにも言えんだろうし、基本的にどういうふうを考えられますか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

高額所得者が今現在おられると、確かにおられます。入るときの入居条件をクリアされていた方がそのままおられるんですけども、今現在ずっと給料が上がって高額になられてる方

はそれなりの計算式で住宅使用料をもらっておりますので、かなり使用料もその方たちは高くなっております。実際これだけ払うんだったら別のもっといい民間の住宅とかも考えられてもいいんじゃないかなというような方もおられはしますが、入居要件が出ていけというような形にはなっておりませんので、使用料を払っていただく以上はまだ入居の権利があるというようなことで入居しておられます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

今回、国土交通省の住宅総合整備課長から公営住宅の入居に関しての取り扱いに関する通知が出されたということですが、この通知の内容というのはどういうことになっているのかお尋ねいたします。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

平成30年3月30日に住宅総合整備課長からの通知文ということで、公営住宅への入居に際しての取扱いということで通知文が来ております。

民法の一部を改正する法律により、個人根保証契約により民法における債権関係の規定の見直しが行われます。それによって、先ほども説明しました単身高齢者等が増加することなどを踏まえ、今後の保証人の確保が一層困難になるというような状況から、こういう通達が来ているところであります。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

新旧対照表も、これも条例の対照表をもらっておりますけれども、なかなかこれを見てもどういうところがどう変わったのかというのがわかりづらいんですよ。もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

11条の第1項第1号で「町内に居住し独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で、」、これを今回省くという改正をお願いしております。それと、3項を新たに設けまして、町長は特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができるということをお願いするわけですが、実際、先ほどから答弁しておりますように、独居老人とか収入が少なくても同等以上の者の保証人をつけることがとても厳しい状況になっていくということから、今回の先ほど読み上げました改正をお願いするものですが、そういったこととでございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

改正案の11条の(1)で、町長が適当と認める云々とありますけれども、これは提出をしてくださいということですが、3条については保証人の連署を必要としないということですが、これとは矛盾はしないわけですね。

○建設課長（田崎一郎君）

お答えいたします。

基本、保証人が必要だと。それで、特別な事情がある場合のみ町長が認めると、保証人の連署はしなくてもいいというのを認めるということをお願いしたいということでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第4号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第5号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（川下武則君）

議員の報酬ということですが、大体どれぐらいどういうふうになるのか具体的に教えていただければ助かります。

○総務課長（田中久秋君）

お答えします。

今回の条例の改正ですけれども、議員の皆さんの期末手当を0.05月分引き上げる改正とな

っております。

以上です。

○10番（川下武則君）

その0.05はわかっとぼってん、金額的に幾らになつとですか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えします。

申しわけございません、議員の月額を把握しておりませんので、後だつて計算していただければと思います。濟いませぬ。

○6番（竹下泰信君）

今回変更されてますけれども、変更された理由はどういう理由で変更されたのかお尋ねいたします。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

今回、佐賀県の人事委員会の改正がなされて、職員の給与が改定、この後議案で上がってきますけれども、改定をする案を出しております。職員の勤勉手当を0.05月分上乗せする改正をしておりますけれども、それにあわせて議員の皆さんの期末手当、そして次の議案の第6号の町長等の条例の期末手当を0.05月分引き上げる改正といたしております。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

報酬月額には変更はないんですかね。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

今回の改定には報酬月額は予定されておられません。

以上です。

○議長（坂口久信君）

それじゃ、そのまま暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第5号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第6号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第8号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第8号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第9号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第9号 町道の認定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（所賀 廣君）

この路線名に油津・畑田線とありますが、延長が457.1メートル。これは具体的にどこの場所かまず教えてください。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

別冊の条例で言いますと、頭が太良町中小企業資金の貸付けに関する条例新旧対照表というような別冊がありますけども、その後ろから3ページですね、そこに資料をつけており

ますが、3枚のうちの1枚目が国道207から現松本自動車のある3差路ですけども、そこからJRの踏切までを1区間、193メートルですね。それと、畑田の踏切ですけども、畑田の踏切から野口商店、佐賀西信用組合、その交差点までの区間、132.6メートル、それと多良小学校の北側の元旧道敷地ですけども、そこから中学校の北側入り口付近までの131.5メートルでございます。3区間でございます。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

今言われた、これページのなかげんですけど、畑田の踏切を渡って野口商店さんのほうに行く道、あその道路はわかっとですが、今度の多良岳公園線とこの今の町道を認定する道路のあいなかにいわば個人の土地もありますけど、草ぼうぼうで雑種地みたいに荒れて、何か見た目が悪かたですね。あそこは何とかならんかなって。例えばフラワースポットあたりにするとか何か考えられんのかなという気がすっとですけど、場所はわかっと思うんですけどね。個人の土地も一部あるかなという感じがしますが、何かいい方法を考えていただきたいという感じがしますが、どうでしょうか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

議員今言われる箇所は踏切から佐賀西までの間の、旧といいますか、今はまだ県道なんですけど、元県道とバイパスが通った県道のあいなかということでよろしいですかね。

その土地に関しましては民有地でございますので、こちらで町がどういう開発をするかというのはまだまだ協議が必要なのかなと思っております。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

今、民有地ということを言われて、勝手にされんところがあるでしょうけど、そこを何とか例えば町で買い上げるとか、県のほうではもう到底買い上げをせんやったわけですので、何とか町でこの対策を今後とるように検討していただきたいと思いますが。

○町長（永淵孝幸君）

今のところそこは先ほど言ったような民有地ですけど、町で買い上げるとなってもまだ目的が全くないですから、そういった町が欲しいと、そこを、なったときに民地の方とは交渉することは可能かなと思いますけれども、今のところは民有地ですので、所有者の方がきちっと管理をしてもらうのがまずは基本でございますから、そういうお話があつてますよという指導ぐらひは、管理をきちっとしてくださいという指導ぐらひはしていいかと思っておりますけれども、町でそこを買い上げるといふような計画は今のところ持っておりません。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第9号 町道の認定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第10号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第10号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（久保繁幸君）

近年の利用状況を教えていただきたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

近年は平成26年度に新規の分がございまして、その償還が終わった29年度以降は、もう今のところ資金需要がない状態でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

ということはゼロということですね。借りられる方がいらっしゃらないということはなぜなのか。金利が高いのか融資の条件が難しいのか、その辺はどのように考えられておりますか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

この資金が災害等に対応するものとか、例えばノリが悪くてもう経営が難しくなったんで短期的に借りるといようなものでございます。それで、資金の借入期間が短くて、一番長いもので7年間、短いもので3年間というふうになってございます。そういうことで、新規で規模拡大等を目指される方は、日本政策金融公庫のスーパーL資金等を活用されて対応さ

れているような状況でございますので、この資金を、この枠を設定したわけは、今後災害等
が起こる可能性があるのかなということ、その枠を確保するためにしたものでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

そういう状況であれば、この項目は廃目にしたほうがいいんじゃないですか。利用者がな
くてそんだけのことだと。それで、毎年私言っと思うんですが事業指定、漁業関係はノ
リだけなんですよね。一般漁船漁業の方にはどのような資金が、融資があるのかわかりませ
んが、その辺が何もここを使ってないんだったら廃目にして別の項目を設けられたがいいん
じゃないですか、そのようなことを提案しますが。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

この資金が平成22年度までは4,000万円ぐらいの枠で推移をしておりました。しかし、平
成23年に口蹄疫等が発生いたしまして、伝染病関係で畜産農家が困られて、資金の増額をし
た経緯がございます。そういうことで、伝染病関係が出たりとか、今後台風等の災害等も勘
案いたしますと、資金としては一応存置させて、何かあったときには対応できるという体制
は必要なのかなというふうに思い、確保をしているところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

今回この振興資金については、限度額の変更があったということですか。変更して
8,000万円になってるということでしょうか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

限度額は平成23年度から8,000万円ですと推移をしている状況でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

そしたら、この提案されてる内容は、事業の指定を今回やったということになるんですか
ね。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

議会のほうに提案したのは、条例上、毎年度融資額の限度をその都度、町議会の議決を経
て、町長が定めるというふうに規定されておりますので、毎年度提案する必要がございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

そしたら、園芸作物から4点ありますけれども、これはもう前年度と変わってないという

ことですかね、限度額についてもですね。そういう理解でよろしいわけですね。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第10号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について、
本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

それじゃ、暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第11号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第11号 平成31年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてを議題と
いたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（所賀 廣君）

32ページの款の2、目の5村おこし推進費、一般財源ですが、6万9,000円の減になって
おります。これ説明のところを見るとわかるわけですが、この減額になった理由をお聞かせ
ください。

○社会教育課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

下のほうの6万2,000円の減につきましては、訪韓の翼を毎年計上させていただいており
ますけど、2019年度の国際交流事業中止ということで県の子ども会連合会のほうから今回
につきましては中止が来たということで、済いません、韓国訪日団との交流会が韓国側から訪

日キャンセルにより中止になったということで減額をさせていただいております。

○9番（所賀 廣君）

韓国側から中止という連絡で幸いだったかなと、逆に考えれば。これは毎年どうも聞いているような気がします、私は。予算を立てて、必ず三角印で減額になって戻ってきてるわけですが、もう何年も少年の翼は実行されてないですよ。内容が例えば1人なのか2人なのかでしょうけど、1人じゃ寂しかとかそういったことも含めて、もう一回考え直してはどうだろうかという質問を何回かしてきたと思ってます。予算を立てて、結局ゼロ決算で何もせずにここ何年も来てるわけですが、今後もこの状態が続くとすれば、こういった項目は逆になかほうがよかというふうに考えますね。この辺をもうちょっと掘り下げて、せつかく6万9,000円ぐらいという予算と言いながらも一つの事業としてするならば、もうちょっといい方法を考えて、よその市町村あたりともタイアップして、一緒に行きませんかという投げかけをすとか、そういった具体的ないい方法を探し出さんと、いつまでたってもこれゼロ決算だと思いますが、課長、どう考えますか。

○社会教育課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、毎年減額ということになっておりますけど、前回から10年ぐらいは行ってないと思っております。それにつきまして、昨年の決算委員会でも今年度の予算についても議員のほうから指摘があっておりましたので、県子連の事務局と協議をいたしまして、例えば韓国が無理なら台湾とか中国に行けたらとか、いろいろな面で金銭的な面でも協議をしたところであります。これが学校のほうに申し込みを出すわけですけど、そこで子供さんたち、保護者さんたちが行くか行かないかということで、今のところ人数が公募をして少ないということですので、方法等についてはいろいろ協議はできるんですけど、申し込みについてはお願いはしているところですけど、申し込みが今のところないということです。

ちなみに、来年度以降につきましてもこういう外国、日韓関係ですかね、こういうので訪韓の翼についてはもうできないのかなということで、あとの町単独でそういう事業をするかというのは今後検討する課題だと思っております。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

課長の延命措置をとるわけにもいきませんので、もう長い時間じゃありませんのでぜひ言われたように、韓国との交流というのはなかなか考えにくい状態であろうと思いますので、ぜひその辺は具体的にこういう案、こういう案というのを提示しながら、よその市町村とも話し合いながらいい案をつくって、それで公募にかける、生徒さんたちの応募をするというふうに、かなり詳しくその辺を提示しながら募集をかけるように在職中によろしくお願ひしたいと思っております。

○社会教育課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

県の子どもクラブ連合会とも協議しながら考えていきたいと思えます。

○5番（待永るい子君）

29ページが一番下です、備品購入費ですけれども、これ144万円の予算がついていたと思えますけれども、これは何を購入しようと思って予算を立てられていたのでしょうか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

この144万円ですけれども、総務課前の研修室が災害時の災害対策本部室になります。そこに今現在30インチぐらいですかね、小さなテレビがあるんですけれども、大勢入った場合に見にくいといったことで大きい100インチ程度のテレビの購入を当初計画をしておりましたけれども、いろいろ協議をする中で、ただモニターのテレビだけ設置するよりも、いろいろな災害情報等を複数画面で表示できるような形でのモニターがより有効的ではないかといったことでさまざまな協議をする中で、今回この予算を見送って、もう少しきちんとした形でのモニターを設置したいということで、今年度予算は見送ったという経緯でございます。

以上です。

○5番（待永るい子君）

そしたら、そういういろんなもっとたくさんのサービスがついているものだったらもっと値段も高くなるかなと思いますので、その辺はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

議員御案内のとおり、当然そういったさまざまな情報を複数画面で表示するにはそれなりの設備投資がかかると思えますけれども、そこら辺の金額面的なものとかいろいろ含めて、ただ単にテレビのモニターを設置するんじゃなくて、インターネットからの気象情報なり県の情報なり複数画面で確認できるよう、常時見れるような形でしたいといったことで考えております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

何度も話し合いの結果、そうなったって言われましたけど、予算をつくるときに、もっと前の段階でもうちょっときちっと精査をしていただいたら、予算を立てました、ゼロですということはないかなと思いますので、その辺を課長さんたちもう一回予算の前にしっかり御協議をしていただきたいなと思えます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

30ページのふるさと応援寄附金謝礼ですね、ふるさと応援寄附金ということで謝礼3,220万円と上がっていますが、ふるさと納税の寄附金総額なんですけれど、もう出てると思います、昨年が幾らぐらいで、昨年といいますか前年度ですね、本年度はどのくらいになったのかというのは聞かせていただけますでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

ふるさと応援寄附金の状況でございますけども、まず昨年、平成30年度においては総額で9億390万8,000円といった金額になっております。31年度、令和元年度、本年度の状況でございますけども、2月末現在で10億6,381万2,000円の寄附をいただいております。今回、補正で計上させてもらってるのが、令和元年度、平成31年度の予算として2億円増額いたしまして11億円を計上してるところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

前年から比べると微増ということであると思います。

今年度は返礼品の割合というのも3割ということでやって、どうなるものかなと思ったと思うんですけど、減らなかったということ、微増で大健闘じゃないかと思ってますけど、減らなかったその理由に関してはどういうふうに担当課としては御認識されているのか、いかがでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

議員御案内のように、本年度については災害の発生、それから泉佐野市の最後の申し込みのところの増、あるいは首里城の火災等で、かなり寄附金についてはそれぞれの自治体のほうに行っているといった状況でございます。

その中でも昨年よりも増になったということは大変ありがたいなと思ってるんですけども、内容といたしまして今回は定期便ということで、10万円コース、20万円コース、12カ月コース、6カ月コースとつくっておりますけども、そのところに申し込みが多くなったといった要因がございます。具体的に申し上げますと、20万円コースで30年度で211件だったのが31年度では1,175件といったところかなり件数についても多くなってますし、金額についても多くなっているといった状況でございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

定期便のほうはかなり寄附があったということでございます。

全体的に返礼品の中で、今までは例えばかんきつですとか牛肉ですとかそういったものが人気があったと思うんですけど、全体的に言いますとどういったものが人気があったのか、

今年度はですね、それはどうでしょうか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

返礼品の状況でございますけども、件数が多かったのが黒酢ミカンが一番件数が多いといった結果になります。続きまして、加工品のハム、ソーセージ、それからミカン類の順番となっております。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

うれしいことにこうやって2億円も幾らもふえるような感じなんで非常にありがたいことなんですけど、今後この返礼品についてももう少し中身を入れかえたりとか工夫したりとかそういうのもやっていかないと続かかっていかないんじゃないかなと私自身は思うんですけど、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○財政課長（西村正史君）

御案内のとおり、そのままではだめだということで、毎年毎年何が今、寄附者さんのほうに受けているのかといったところの調査研究を職員のほうでしております。ありがたいことに今のところ右肩上がりといったところの結果になっておりますけども、今後についても大きいのがコース、先ほど御説明したコースのほうの申し込みがあるといったところで、そっちのほうを充実していかなければならないというふうにも考えております。

あわせて春場から夏場にかけての謝礼品というのが、うちの太良町が大体ミカンを主体としておりますので、どうしてもその辺が品薄といったところもございます。ここら辺の充実も今後いろいろ調査研究していかなければならないというふうにも考えております。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

私は突拍子もなかことばかり言うんですけど、実はこの返礼品の中に、もし寄附をしてくれる方が家をまたつくる予定とかそういうのがあれば、床柱を、太良町産をそれもつけますとか、おまけみたいなちょっと違う部分をつけて、記念に残るような、そういう返礼品でもいいんじゃないかなとかそういうことも考えているんですけど、普通に食べるもんばかりじゃなくて心に残るものとかいろんなものもあつたらなおかついいんじゃないかなと思うんですけど、前も一回こういう話をしたときに、床柱を太良産材を使うとかいろんな部分でこうしたらどうかということで、太良町で家をつくる人にはそういうのを幾らかでも差し上げたらどうだとかそういう話もしたんですけど、このふるさと寄附金の中にもそういうのを少しずつ盛り込んでいったらもっといいんじゃないかなと思うんですけど、町長はそういうところはどうか考えてますか。町長に。

○町長（永淵孝幸君）

確かに食べ物だけではなくてもう少し、例えば体験型とか何かそういったものを組むとか、しかしそれを誰がしていただくのかという、そういった方からこういったものをやりたいという事業者さんが、例えばミカンのもぎ取り園あたりをやりたいとか、そういうのがあれば幸いですから、前回の一般質問であってございました観光農園みたいな形でそういったところをやっていただくような方があれば幸いかなと思っておりますので、そういったPR的なことは食べ物だけじゃなくて何かほかのものをというふうなことではやっていきたいと思えます。ただ、床柱ばって言われて、太良町の柱ばやるけんって言われても送るのでも大変やけんそういったところはできませんけれども、もう少し事業者さんあたりに相談をしていきたいと思えます。

以上です。

○10番（川下武則君）

実はなぜこいば言うたかというたら、この前もちょこっと話が出とったんですけど、遊漁船の案内とかそがんとも含めて、幾らまで寄附した人には餌つきでさおつきでこうやってしますよとか、そういうのもセットできたらますます寄附金のほうもふえるんじゃないかなという思いで執行部の方に考えてもらえればというふうに思っておりますので、財政課長も手を挙げてくれたんで、答えをよろしくお願いします。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

御案内のとおり、今現在では物から事へといった移行がございます。太良町のほうにも独居老人の見守りのお世話のサービスとか、あるいは宿泊券またはワサビ収穫体験プログラムといった、逆にそういった物事を返礼品として充実をさせているところがございます。もちろん返礼品、謝礼品のこちらからお送りするものについては協力業者の方の協力がなくてはととてもできません。そんなところも一緒に業者の方と勉強して行って、できるものから対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

51ページ、農林水産業の水産品についてお伺いをします。

親元就漁給付金、これは去年の予算書には上がっておりませんでしたので、多分補正で組まれているのかなと思えますけれども、補正で組んだにもかかわらず全額ゼロということで、どうしてこういうことになってるのでしょうか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

補正で総額360万円で計上をさせていただきました。それで、3名さんおられて実質108万円の支出がございまして、残の252万円が今回使えないということで落としているものでござ

ざいます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それでは、予算を組んだという10人の根拠はどういうところでしょうか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えします。

漁協に2つ支所がございまして、その中で対象となる人の数を確認をいたしまして、7名程度そのときおられましたので、それに余裕を見て3名、10名で予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

親元就漁と就農ですね、農業と漁業はつくってありますけれども、第1次産業ということを考えたら別に漁業とか農業とかそういうふうに2つに限定せず、もっと第1次産業の人にはこういう制度をしたらいいかなと思いますけれども、それについてはどう考えてありますか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

予算は目的別に計上しなければいけないということで、水産と農業と別枠となっておりますので、別々に計上しているところでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

先ほどのふるさと納税に戻るんですけども、ふるさと納税で今年度10億6,300万円ということなんですが、ほかのウェブサイトとかポータルですね、ふるさとチョイス以外への掲載というのは検討いただいているのかということと、あと4月から企業版のふるさと納税の規則とか仕様が変わると思うんですけども、それについて太良町としてどういう取り組みをするかというところを教えてください。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

ポータルサイトの業者の検討というところですけども、課内のほうでも業者さんの内容等についてパンフレット等をいただきながら検討をしているところでございます。

この税制改正が昨年ありまして、一つは以前議員御案内のとおり5割といったところの制限がございます。どうしても全体的、トータルのところでのパーセンテージを見たところ、なかなかほかの業者を入れたらどうしてもその条件を超えてしまうおそれがあるといったところで、今現在1業者になっているところでございますけども、当然今後についても1

業者それから2業者とほかの業者についても引き続き検討していかなければならないというふうに考えております。

それから、2番目の企業版のふるさと納税でございますけれども、今回また改正がございまして5年間延長と、それから税金控除についてもこれまでの6割から総額では9割の減になるといったところの利点もございます。今見込みが立っているのが従来の1業者でございますけれども、今回についても、令和2年度についても寄附をしますよといった御返事をいただいておりますので、引き続き企業版については行っていきたいと思います。加えて、ほかの企業さん等にも協力してもらえないかというところも模索していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

先ほど言われたとおり経費を50%以内に抑えるというお話で、前年度が五十数%と超えてたというお話を前されてたんですけれども、今年度の実績として50%は下回れたのかどうかというところを教えてください。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

前年度が約52%ぐらいだったと記憶しておりますけれども、前年度の途中までがまだ4割といった返礼品を扱っておりました。その後、3割に落としたというところで、前年度については総額ではまだ4割分が入っているといった状況になります。したがって、ことしの状況といたしましてはどうか5割を切るというところで、今のこの制度には沿って実施していると認識を持っております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

同じく、ふるさと納税についてお尋ねしますが、この予算書を見ますと3ページの寄附金というのがありまして、これはもうほとんどふるさと納税の寄附金だというふうに思いますけれども、9億100万2,000円ということになってます。補正額があって、その2億円を足してありまして、25ページを見ますと、中ほどにふるさと応援の寄附金で、これも9億100万円ということになってます。32ページを見ますと、このふるさと応援の寄附金、29番の下の方ですけども、これは9億円ということになってます。補正があって11億円ということになってますけれども、この100万円の差というのはどういう内容なのかお尋ねしたいと思います。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税ですけども、これが当初予算では9億円とい

った計上をしております。それから、その予算書を見てもらえば、その下の企業版のふるさと納税が100万円、9億100万円、1,000円については一般寄附金が多分あったかと思いますが、その合計が先ほど示されたところに上がっているといった状況でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

そして、この32ページの総務管理費の中には企業の寄附金というのは入っていないということではないですかね。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

今回の補正につきましてはふるさと応援寄附金の分の補正ということで、企業版のふるさと納税については今回の補正には計上しておりません。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

今回、金額を2億円ほど補正してありますけれども、トータルでざっくりでもいいですけど、この11億円の使い道、会計処理の仕方について概略の説明をお願いしたいと思います。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

まず、寄附金の充当事業といったところで、産業の振興のほうに全12事業で5,080万円を充当しております。次に、医療及び福祉の充実というところで全9事業に2,140万円を充当しております。次に、環境の保全に関する事業では全5事業に1,640万円、教育の推進につきましては全12事業に5,530万円、その他の事業に全14事業で6,290万円、また返礼品の返送等この運営の経費に5億5,210万円を充当しております。合計として7億5,890万円の充当を、補正後でございますけれども、計画してるところでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

31ページ、予算書の、一番下の移住支援事業補助金が予算額より100万円の減額になっておりますが、当初予算は600万円だと思うんですが、当初との見込み違いがどのようなにあったのか、まずお尋ねいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

31ページの一番下の移住支援事業補助金につきましては、東京圏内から太良町のほうに引っ越しをされてる方に対して補助をするという補助制度でございます。これに対しては実績がございませんでしたので、100万円の補正をお願いをしていたところでございますけれども、実績なしということで全額を落とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

そしたら、私が勘違いでしょうか、移住支援事業補助、当初予算が600万円というのは違うんですかね。違いますね。ということは、今のお話では一件もなく、一人も来られなかったということですね。

それと、東京都圏内に何で限られたのか、その内容をお尋ねいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この事業につきましては、国の東京圏集中を是正するという国策の事業に応じて実施されるものであります。それで、財源につきましては国、県の財源が含まれておりまして、あと町が出すという形で、東京圏域から太良町のほうに引っ越してくる方々に対しての助成ということで、これは国の政策でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

問い合わせとかそういうのはありましたか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

私が知る範囲では問い合わせ等の実績もございませんでした。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

52ページ、商工業振興費の中で光熱水費が出てますけど、事業費で。これはどこに対して出てる分でしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

商工業振興費の需用費のところの光熱水費でございますけれども、これはタララボの分でございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

これ当初予算は多分420万円組んであると思いますけれども、この予算を組まれた根拠はどうかでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

予算の算定根拠といたしましては、タララボが順調に稼働をした場合の想定で予算を組みました。その前のしおまねきが大体これぐらいの金額であったということから、それを基礎

にして算定をして計上させていただいたものでございます。御存じのとおり、なかなか安定稼働には至っておりませんので、電気代がそれほどかからなかったということでこういった結果になっているものでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

48ページ、特産地づくり推進費のところのさが園芸生産888億円推進事業費補助金で1,928万6,000円の減額の補正なんですけれども、こちらの内容について減額の理由とかそういったところを教えてください。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えします。

7件申請がございまして、そのうちに施設園芸の方のハウスの希望が当初は3,120平米あったんですけど、最終的にはその分が2,550平米で、減の570平米ほどハウスが少なくなったということで、それが一番大きな原因でございます。それと、あとは入札減等が考えられますけどそれはそれで、一番大きいのは先ほど言いましたような施設の規模が実施において少なくなったということでございます。

以上です。

○1番（山口一生君）

入札が安くなったとかそういった理由と、あと規模縮小ということで理解をしました。

このさが園芸888億円ということなんですけれども、このプロジェクト自体何年ぐらいを想定されてるのか、そういったところの計画の概要について教えていただけないでしょうか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えします。

これは、前年度に県のほうにヒアリングをいたします。その前に町内の方がいろんな機械ですね、例えばチップパーとかハウス園芸されるならば施設、それとか来年度におきましては根域制限の施設等もございます。前年度に申請されたものを次年度に反映するという形でございますので、長期的な計画等は立てていないところでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

補助の対象ということでハウスとか機械とかチップパーということなんですけれども、今は例えば農業においてロボットを活用するとか人工知能が搭載された簡水の設備などということも今町内に導入されてきているところもあるんですけれども、そういったものにもこの補助金というのは使用できるのでしょうか。

○農林水産課長（川島安人君）

詳しいところまでは私はまだ把握しておりませんで、後で調べてお知らせいたします。

○6番（竹下泰信君）

同じく、さが園芸生産の888億円の補助金ですけれども、48ページには先ほどありましたように1,900万円ほどマイナス補正をされております。23ページを見ますと、同じくさが園芸生産の888億円の補助金ですけれども1,400万円程度になってます。500万円ほど差があるんですけれども、この差というのはどういう理由なのかお尋ねいたします。

○農林水産課長（川島安人君）

その差額は町費の分が23ページのほうは抜けております。23ページのほうは県費の補助金を町が受け入れる額でございまして、48ページの分については県費と町費を合わせて支出した額となります。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

差額について町のほうで支払った金額ということになるわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○3番（松崎 近君）

まず、2ページ、単純なことで申しわけないんですけど、地方譲与税の4,640万円ほどはこういった種類のものなのか教えていただけませんか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

譲与税の内訳の中での地方揮発油譲与について御説明いたします。

これが揮発油、いわゆるガソリン税でございますけれども、お支払いいただいた税のうちの地方道路税分の42%、それから市町村道の延長及び面積で案分されて、国のほうから金額が示されるものでございます。

以上でございます。

○3番（松崎 近君）

その意味がわかりません。というのは、その下の行に揮発油譲与税で1,890万円補正前であるんですよね。ですから、つまり揮発油税の53円80銭の国と地方の割り振りの問題なのかと思いますけど、その辺がどういう形で割り振られてるのかお願いします。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

まず、1,890万円の当初予算の分なんですけれども、これが計上するとき国で示される地方財政対策の概要というのが示されます。この中で前年対比5.3%増といったところの表示がございましたので、この計算に基づいて1,890万円の当初予算を計上しているところでございます。それを受けて、今回の140万円の減でございますけれども、これが最終的に国で示された金額が1,750万円が確定額だったということで、今回140万円の減をしていると

ころでございます。

地方揮発油譲与税については以上でございます。

○3番（松崎 近君）

濟いませぬ、何度も。これで3回目ですから今度は答えてください。

4,640万円は国の分が幾らでどういうふうに分け振られてるのかということをお聞きしてるんですけど、その辺がよくわかんないんで。

○財政課長（西村正史君）

お答えします。

今回の補正予算の中では自動車重量譲与税の補正は計上されておられませんので、今その資料については持ち合わせておりません。

以上でございます。

○3番（松崎 近君）

じゃあ、これは後ほどまた具体的にお聞きします。

次に、40ページの扶助費、もろもろ細かく書いてあるんですが、合計で1,000万円ぐらい。これは、当初の予算との見込み違いなのかどうか、その辺をお聞きします。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えします。

40ページの扶助費、合計1,017万1,000円の分の減額補正の分でございますが、一番大きな重度心身障害者医療助成では、提案理由説明にも書いてましたとおり、決算見込みによる不用額ということでございますので、当初予算ではどうしても扶助費でございますので、ある程度大きなところでそろえたところで予算を計上させていただいて、実績の見込みに応じて補正の減額ということですのでございますけども、全てこの分の減額については決算見込みに伴うもの、1つだけ日常生活用具給付事業ということで3万円の増ということでございますが、これにつきましても決算見込みに伴う必要額が出たということで補正をいたしております。

以上です。

○3番（松崎 近君）

続いて、55ページの工事請負費、これが大幅にマイナスとプラス、それぞれこれ3行書いてあるんですが、こんなに見込み違いが出てきたり何かするんでしょうか。その中身といたしますか、概略を教えてください。

○建設課長（田崎一郎君）

お答えいたします。

この工事につきましては社会資本整備総合交付金事業なんですけども、予算要求はこの額でやっておりますが、ふたをあけてみて国の配分の交付額がそれに満たなかったということ

で事業ができなかった事業が町道舗装補修事業の4,391万5,000円と、あとの700万円ののり面補修工事については実績による執行残ということでございます。

以上です。

○3番（松崎 近君）

そうすると、工事関係については一応国や県からの支出金、これを見込みでもって予算をつくるんですか。それとも、そこそこ確定してからつくるんでしょうか。それとも、自分たちで町としてやりたいことの金額を算定して、それを上げるのか。その辺はどうなんですか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

議員一番最後に言われました、自分たちがこの事業をこれぐらいやりたいというようなことで予算要望をいたします。それに対しまして、予算が100%が来れば万々歳で事業が進捗するわけですが、なかなか国の予算の都合もあるんですが、それに満額交付額が満たさなかったというような事業の体制になってきます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（川下武則君）

先ほど待永議員さんから言われたそのタララボの250万円の光熱費なんですけど、減額はいいとして余りにも心配する金額といたしますか。何を心配するかっていったら、電気代がこんなに減額までいくところまで規模縮小されててやっていけるのかなと危惧をしましたが、担当課はどういうふうにお考えでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

タララボにつきましては、御存じのとおりなかなか安定稼働にまでは至っていないというのが現状でございます。光熱水費、特に電気代につきましては、しおまねきが営業されていたときを基礎に計算をしておりますので、実際タララボが本稼働をした場合にどれぐらいの電気代がかかるのが未知数でございます。そういったことで、恐らく小売店をしておられたしおまねきの電気代をマックスと考えれば予算計上としては足りるということで計算をさせていただいて、計上させていただいたところでございます。

議員御心配のとおり、タララボがなかなか進捗していないというようなことでございますけれども、タララボも甘酒以外にもいろいろな取り組みをされて打開策を図っておられます。一番問題になっておられるのは、今は人間がないということが一番の問題とされておられますので、そこら辺を含めて太良町といたしましても、雇用の御案内とかそういったことで応援していければなというふうには思っております。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

ぜひしおまねきみたいにならないように早いとこ手を打って、できれば太良町から独自に臨時職員でも1人はずつつけるとかそういうふうにやっていかないと多分うまくいかないんじゃないかなというふうに私自身思うんですけど、そこら辺の見解は町長はどういうふうにお考えですか。

○町長（永淵孝幸君）

タララボについては民間でございますので、町の職員をそこに外向ということは、これは難しいと思います。今は人的に応募しても来ないというふうなことでございますので、先般竹下議員の一般質問の中でもお話ししましたが、議員さん方とお話をする中で、私はできるだけ一本釣りはしたくないと、あくまでも公募をしてくれというふうなことでお願いしとったわけですよ。しかし、そういうふうなことをやっても応募がないというふうなことでございますので、もうこうなっていけば誰かいい人がおればもうその人をお願いするという手はあろうかと思いますが、町の臨時職員のな人をやるというふうなことはできないというふうなことでございます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

51ページ、まえうみもん試食会運営負担金ですかね、これは当初の予算書の130ページに載っていますが、その前は多分補正で組まれたと思いますけど、全く使ってないですよ。その理由は何だったのかお尋ねします。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えします。

使わなかった理由は、これをする事業主体が今回は見送るということで、実績としてもうできないのかなということで今回は落としているところでございます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

30年度は補正で組んどったと思います、これは初めて31年度に載っていますので。そういうふうにして企画をされて、事業者がする気がなかったからやめましたと、果たしてそれがこういうところで通りますか。町としてはどういう指導をされておるのか、また何のためにこれを計上したのかお尋ねします。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えします。

この趣旨は、有明海でとれる魚介類、まえうみもんというものを実食していただいて、PRと販路拡大につなげることを目的として、平成30年3月に1回、それで平成30年10月の2

回の開催がございました。2カ年ございまして、ことしもしていただけるんじゃないかなと
いうことで前年度と同じ予算を計上したところでございます。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

私の質問には答えとらんです。目的があって、事業者がしないというのであれば、町のほうではそれなりのアクションを打つべきじゃなかですか。事業者がしないからやめましたって、そういう軽易な考えでするのであれば、初めから予算書に計上する必要はないと思えますけど、そこら辺はどういうふうに考えますか。そしたら、やめますって、今回中止しますって言わすときに、はい、そうですかという返答をされたのか。いや、こういう努力をしてください、こういうふうにしてくださいということをしたのか、そこだけでも答えてください。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

一応時期が半分ぐらい過ぎた時点で、漁協さんが事業主体でございますので、その辺に今回どがんねということで照会して御確認と、しなかった理由までは尋ねてないんですけど、一応状況はどうなのかということでお尋ねした経緯はございます。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

濟いませぬ、質問者のおらんけん続けていきたいと思えます。

47ページ、農業振興費の狩猟免許の補助金、これは22万9,000円が17万3,000円、予定されてうちの2人ぐらいしかしてなかとと思えますけど、今は狩猟免許、わなの免許を取得される方がふえておると思えますけど、わな師さんから銃砲所持者が少ないので非常にわなにかかったときに獲物をしとめるのに困ると、だから町のほうでも銃砲の所持をしてもらうことはできないかという声を私は聞きましたけど、役場のほうには来ていませんか。

○農林水産課長（川島安人君）

よく聞こえなかったんですけど、町の職員でも免許を持っておられる方がいて、その方が銃器の免許を取りたいというふうな意向を言われたんですけど、実際のところこれが公安の関係で、なかなか銃器の免許がもうめどがつかないというふうなお話を聞いたことがございます。

質問がよく聞こえなかったんで、濟いませぬ、お願いします。

○議長（坂口久信君）

もう一回、そんなら。

○8番（江口孝二君）

端的に言えば、わな師がふえて、わなに獲物がかかったときに、しとめるためにどうして

も銃器が必要と。だから、町のほうで所持許可を持ってくださいという要望はなかったですかと、わな師さんからそういう要望はなかったですかということをお尋ねしました。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えします。

私は特には聞いておりません。こちらからお尋ねしたのが、殺しを入れるというのが非常に大変なので、電気でやっつけるやつとかがございますので、こういう導入については検討したらどうなのかなということは係の方には申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

担当課長、江口議員の質問は、わなはようけあるばってんが、鉄砲の許可をとってくれろという要望はなかったかということ、職員さんにせろ何にせろ担当課になかったかということ、聞きよらすとやっけん、狩猟免許ば取ってくれろという要望が町民の方からなかったかということ、聞きよらすわけやっけんが、あんたが知らんなら知らん、聞いたことがあれば聞いたことあって答弁すればよかつちなか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えします。

鉄砲の免許は非常に重要ということで、直接的にどういうものでったほうがいいのかというのは実際素人の町民の方は知られないと思うんですけど、機動性が非常に高い銃器というものは、最終的に町民が要望されるのは今おる鳥獣の駆除でございますので、それを勘案しますと銃器が一番機動性が高いから要望されているのかなというふうに考えます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

手っ取り早くわな師さんから言わせれば、イノシシがわなにかかっていると、くくりわなの場合は5メートルぐらい走るもんね、長さがあるわけですよ。だから、今言われた電気とか何とかじゃ難しいからと。実際私は、去年からですけど、10頭以上撃ちにいきました。そして、その中にはある地区ではわなを外して道路に走ってきたところもあります。たまたま私は暇で遊んどっけんで行かるつとばってん。だから、そういうときのために町のほうで、町の職員さんの方でそういうことができないかをお尋ねをしますけど、多分、所持許可の免許を持たれる方は町の方に1人いらっしゃると思いますけど、狩猟免許を取られておるかどうかはわかりませんが。だから、そういう要望がなかったかということをお尋ねをしますけど、多分、所持許可の免許を持たれる方は町の方に1人いらっしゃると思いますけど、狩猟免許を取られておるかどうかはわかりませんが。だから、そういう要望がなかったかということをお尋ねをしますけど、多分、所持許可の免許を持たれる方は町の方に1人いらっしゃると思いますけど、狩猟免許を取られておるかどうかはわかりませんが。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えします。

直接的には私はまだ聞いたことがございません。

以上です。（「ちょっとかみ合わんね」と呼ぶ者あり）

○8番（江口孝二君）

このことについては新年度の予算でも上がっておりますのでまた再度お尋ねしますが、もう一つ、せっかくわなの話が出たけん、わなにもくくりわなと箱わながあります。多分くくりわなよりも箱わなの捕獲が多いと思います。よかですか、今まで言うたとわかる。

（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、箱わなもとられる人は個人さんで100頭以上捕獲されておられると思います。でも、とれない人は免許を持ってても一頭もとれないという方も、同じ箱を設置してですね。だから、そこら辺はどういうふうな違いがあるか。担当者として、何でかかる人には入って、全く同じ条件で箱わなを設置してとれないのか、そこら辺を検討してほしいと思います。新年度のときに聞きますので、今は回答はよかです。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（竹下泰信君）

予算書の49ページの農業基盤整備事業費の補助金が1,200万円ほどマイナス補正をされております。町長説明にもありましたように、畑、畦畔等の当初予定件数を下回ったということからこの分のマイナス補正をしてありますけれども、この予定件数をどれぐらい下回ったのかをお尋ねしたいと思います。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

当初予算で計上していたのが、畑で660アール、20件、2,640万円を予定しておりました。畦畔で1,125メートル、10件、360万円を予定しておりました。それに対して、この事業は申請事業であります、農業者御本人が申請してからの事業となりますが、実績が畑で9件の416アール、1,540万円、畦畔のコンクリート舗装が6件の588メートルの188万円でありましたので、その不用額の1,272万円を減額しております。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

この2つの事業につきましては条件が厳しいんじゃないかという声もあります。条件を緩和をして、それによって予算の執行をしてもらうように検討はいかがでしょうか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

補助の率の上限ということですが、今私たちのところでは上限額が厳しいというような話は聞いておりません。件数が減っていくのは整備が結構進んでいっているのかなというようところで捉えております。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

例えば畦畔のコンクリートですけれども、これについては圃場整備がなされてもう大分たつてるところについては畦畔が荒れてるという話も聞いて、そこはできないという話を聞いております。この辺についてはいかがでしょうか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

畦畔につきましては、当初からまだ圃場整備ができてないところを優先的にやっていたわけですけれども、もう圃場整備をしていないところの整備が結構進んで少なくなってきました。そういうところであって、今年度、圃場整備の区間も、そちらのほうも整備をした実績があります。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

条件のところももう一回検討をされて、なるべく予算を執行できるように対応をお願いしたいというふうに思います。

○1番（山口一生君）

45ページ、環境衛生費のところなんですけれども、16番、原材料費の50万円減額があるんですが、表現が維持補修費的なものという見なれない表現なんですけれども、この中身について教えてください。

○環境水道課長（浦川豊喜君）

お答えします。

原材料費につきましては、項目としては地域環境整備事業という費目がございます。これは、水路に家庭排水を流されてると、その悪いところについて2戸以上あれば、町のほうから材料支給とかを出して、整備をして、環境整備に努めるという事業でございます。これにつきまして、近年余り件数がないと、ことしは1件ありましたけど。それで、これは50万円減額というのは、1月は落ちてますけど、ことし2月に入ってから要望があつてしたんですけど、それでもまだ残っていると。余り最近では要望が減っている事業でございます。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

歳入のところでお尋ねします。

15ページの町税の個人の町民税について967万1,000円減額されていますけど、この減った理由をお尋ねします。

濟いません、この予算書の中に均等割とか所得割とか納税者数は3,890人で当初積算されておるとお思いますので、そこら辺で1回で済むごとわかるように説明をお願いします。

もうよか、後でよかです。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○5番（待永るい子君）

60ページの土曜学習会の賃金についてお伺いをしたいと思います。

賃金の減額の理由の説明をお願いいたします。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

当初6名を予定いたしておりましたけども、1名の方が途中で事情があって来れませんでしたので、その分の減になっております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

前回、会計年度任用職員の説明のときにお聞きしたんですけど、教師が不足しているということで、その対策をお願いしますということのを要望したと思いますけれども、具体的に教師確保のための行動というか計画というか、その辺はどうなってますでしょうか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

令和2年度につきましては、従来どおり実施をしたいと思っております。

以上です。

○5番（待永るい子君）

やめますとおっしゃったけどするということと、それからそのとき教師が足りないからって、土曜学習会の教師が不足してるということを言われたと思いますけれども、それに対する対策はどんなふうに。具体的にある議員さんから、例えば学校の先生のOBとかそういうのに当たられましたかという、そういう具体的なお話まであったと思いますけれども、そういうことに関してはどういうふうにされてますか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

今後実施するときにそこまで含めて努力したいと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○3番（松崎 近君）

15ページ、固定資産税の補正が3,015万3,000円上がってますけども、これはどういう計算でこういうふうに3,000万円も上がるようになったのか、新しいあれがあったのかどうか、

その辺を教えてください。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

固定資産税につきましては、土地、家屋、償却とあります。その分で固定資産税を計算しておりますが、今年度につきましては事業用資産であります償却資産のほうが増加をしております、見込みよりですね。その内訳としましては、太陽光発電等、あと工事用設備、台船等の見込みがふえたことにより増加をしております。

以上です。

○3番（松崎 近君）

意味がちょっとわかんないんですけど、今、太陽光発電をおっしゃいましたけど、どういふことでしょうか。濟いません、もう少し具体的に教えてくれませんか。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

太陽光発電につきましては、固定資産税の中の事業用資産の償却資産として課税をしております。昨年度までに太陽光発電設備を設置されておる事業者がふえたということでございます。

以上です。

○3番（松崎 近君）

そうすると、約3,000万円という固定資産税は1.4%で計算すると20億円ぐらいになりますよね。それだけの資産が動いたということですか。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

太陽光発電並びに工事用設備と申し上げておりました。その分で工事用、台船ですね、今、有明海に浮かんでおる台船のほうで申告が出てきておりました、台数がふえて、償却資産として出てきております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

江口君の質問については後ほど。

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第11号 平成31年度太良町一般会計補正予算（第6号）について、本案に賛成の方、

起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（坂口久信君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に入る前に2点ほどありますので、まず農林水産課が山口君の答弁に対して答弁してください。

○農林水産課長（川島安人君）

議案第6号の一般会計補正予算の件で山口議員から、さが園芸生産888億円の推進事業費でロボットとかAIについて補助対象となっているのかという確認でございました。

これにつきましては、まだなっていないということで、現在の状況は国のそういうふうな取り組みがある程度方向が決まった段階で検討をするというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

続きまして、税務課の課長が江口君に対して答弁漏れがっておりますのでどうぞ。

○税務課長（安西 勉君）

江口議員の一般会計補正予算の15ページの町民税に対する答弁をさせていただきます。

納税義務者数は当初3,890人でありましたが補正後は3,892人、均等割額が1,361万5,000円でありましたが1,362万2,000円、所得割額が2億6,851万8,000円が補正後は2億5,625万1,000円、退職分離の所得割が1,057万円が166万2,000円となり、収納割合等を勘案し、当初が2億8,214万円でありましたが補正後が2億7,234万3,000円となり、967万1,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

わからなかったところは担当課に行って話をしてください。

それでは、始めたいと思います。

日程第12 議案第12号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第12号 平成31年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（久保繁幸君）

後期高齢の7ページ、真ん中のほうの医療費なんですけど、最近はりきゅうの負担金がだんだん年々減っているのはどうした状況なのかお尋ねいたします。

○健康増進課長（大岡利昭君）

お答えをいたします。

はりきゅうの負担金が減っている理由でございますが、毎年うちのほうで助成券ということで発行しておりますが、その理由が利用がなかったというような状況でございます。考えられるのは、恐らく医療対象として対応されている部分に変更になった分と推察をしておるところでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

ここ数年の支出額がわかれば教えていただきたいんですが。

○健康増進課長（大岡利昭君）

お答えをいたします。

本年度、31年度の見込みで68万円を見込んでおります。平成30年度につきましては、63万7,100円の実績でございます。それから、平成29年度につきましては、118万5,400円の支出の実績でございます。それから、平成28年度につきましては、157万2,200円の支給実績でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

今だんだん毎年利用額が少なくなっているというのは、その辺のことをお伺いしたんですよ。去年が302万円の予算、302万円が31年、32年、29年からずっと続いておりますが、一番多かったのが27年の210万円ですかね。その辺から鑑みたら68万円というのが、どうしてそんだけ利用率が減ってるのかということをお尋ねしたいんですが。

○健康増進課長（大岡利昭君）

お答えをいたします。

減った理由ということでございますけども、その辺の分析はしておりませんが、恐らく医療のほうにシフトをしたんだというふうに、先ほど答弁したように推察をしているところがございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第12号 平成31年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第13号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第13号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

国保の7ページで財源の組み替えを行われておりますけれども、この財源の組み替えを行われた理由をお願いいたします。

○健康増進課長（大岡利昭君）

お答えをいたします。

当初予備費からの一般財源に組み替えをしておったところがございますけれども、その分についてほかの財源の繰入金とか収入のほうの財源で内訳を調整しているところがございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第13号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第14号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第14号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第14号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第15号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第15号 平成31年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第15号 平成31年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第16号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第16号 平成31年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（川下武則君）

3ページの水質検査の手数料が下がるととばってんが、一番大事な飲み水の何でこんなに検査料が下がるととですかね。

○環境水道課長（浦川豊喜君）

お答えします。

水質検査手数料の減額についてですけど、23万2,000円減額しております。

内容につきましては、当初の予算作成時に業者から見積もりをとりますけど、そのときの単価で予算を組んでおまして、実際実施する場合は入札において業者を決めます。その入札の単価が、結局契約の額が下がったということで、箇所数とか何も内容とかは全然変わっておりません。ただ単に入札の結果によってこれだけの額が減少したということでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第16号 平成31年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第17号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第17号 平成31年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

6ページの経費のところ、報償費253万円増額になっております。先日の説明の折、外部医師の診療及び当直回数が増によるということでしたけれど、まずはこの外部医師の診療で増額になったということですが、どういった外部医師が来られて、週に何回ですとかそういったところはいかがでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

外部医師の派遣についてであります。火曜日の午後、整形外科の診療を新しく始めたところです。大学より派遣をしていただいております。それが丸々増加になっておりますので、増額しています。それと、それに引き続いて火曜日の当直までやっていただける場合がありますので、同じ先生がですね、その分で月に1回もしくは2回、その増額。それと、土曜、日曜、祝日等の当直も若干ふえておりますので、その分で増額しているところです。

以上です。

○7番（田川 浩君）

今、火曜日の午後、整形の先生に外部から来てもらって、そのまま引き続き火曜日の当直をしてもらうときもあるということでしたけれど、そのほかの当直、基本的な今の太良病院の当直に関しては、例えば職員さん、正職員の先生方が何日間で、また外部から何日間とか、そういうのはどうなってるのでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

平均的に常勤の先生が3回弱ぐらいです。そのほかを土日が大学からの派遣、それと先ほど言いました火曜日が整形外科の先生もしくはほかの民間からの内科の先生、それと水曜日が整形外科の民間の先生が来ていただいているところです。

以上です。

○7番（田川 浩君）

働き方改革が叫ばれている昨今ですけれど、医師という職業も激務ということで聞いております。なかなか皆さんも大変な仕事につかれましたと思いますけれど、今お聞きしますと大体

常勤の方で3日を埋めて、あとを大学なり民間のほうからヘルプを受けているということでしたけれど、今年度そういうふうになったと思うんですけど、来年度もそういうふうが続いていけるのかどうか、それはいかがでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

来年度も契約上、今のところは同じように来ていただくようにお返事をいただいているところです。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（川下武則君）

せっかく医師の対策費をこндаけ金額を組んで残してあるんですけど、医師の対策費としてのあれはどうやってます。

○太良病院事務長（井田光寛君）

医師確保対策の件に関してお答えしたいと思います。

予算に上げている分が、新規に民間の紹介会社から医師を紹介していただいた場合のその謝礼として支払う分を予算計上してまして、今年度はそれがもう見込めないかなというところで減額をしているところになります。

以上です。

○10番（川下武則君）

今年度、新年度ではまたこれは頼む予定はないんですか、どうですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

新年度も同じように予算は計上させていただいております。内科と外科のほうの先生、いい先生がいらっしゃったら紹介会社を通じてでも招聘したいと考えております。

以上です。

○10番（川下武則君）

早急にじゃないですけど、ぜひそうやって新しい風を入れるといいですか、せっかくの中核病院で、この前も町長も言ったように、合併したりとかそういうことをしないで、太良町の顔として町民の安全・安心を守るためにも、ぜひいい医者に来てもらって、ずっと末永く続けられるようにしてもらいたいなと思いますんで、そこら辺も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

答弁は要りますか。

○10番（川下武則君）

副町長に要ります。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

私が病院にいた当時も医師確保には非常に困窮をしておりました、非常に困った経験がございます。それで、今の事務長におかれましては大変うまくやっておられますので、引き続きこの調子で医師確保等も、それから病院の経営もやっていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○8番（江口孝二君）

済いません、同じ関連ですけど、小児科が週に何日って決まっていますけど、土曜日なんかが大変困っておるということを保護者の方から聞いてますけど、そこら辺の医師の確保とか何とかの対応はされておりますか。お尋ねします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

先ほど言いましたとおり、人材紹介会社等は考えて、情報はいただくようにはしております。それと、大学の小児科の医局のほうにも話には行ってはいます。しかしながら、現状は厳しいということで返事をもらっているところです。今後も引き続き派遣していただくようお願いには行きたいと考えております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

病院として一所懸命されていることはわかりますけど、太良町の町民さんの子供の病気等については早急に対応をしたいということが父兄とか祖父母にはありますので、何とか土曜日に、毎週とは言いませんけど、隔週でもよかけん、何か勤務等を考えてもろうて対応してもらえればいいと思いますけど、そこら辺の対応はできますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

医者1人の小児科でやっておりますので、週の勤務時間は40時間以内、そういったところを考えますと、平日に午後もしくは平日の休みを与えるしかないですね、1人でやっていくという場合は。だから、そういうことを勘案しますと、外部から派遣をいただくというのが一番ベストかと思っておりますので、そういった方向性で考えてはいきたいと思っております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

今の答弁わかりましたけど、週40時間でされれば、1日のとを周知徹底すればできると思いますけど、午前中とか1日、2日してもらって、その分を土曜日の日に2週間に1回とか

対応してもらえればいいんじゃないかと思いますが、そういう方向は考えられんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

戻りまして、院長、小児科の医師と話し合いをした上で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○11番（久保繁幸君）

今さっきのいろいろな答弁で、今、整形が火曜日の午後からと水曜日からおいでということで、今そんなら整形のほうは3人体制でやってられるわけですかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

常勤は2名です。それと外部からの派遣ということで、週に1回外来を診てもらったり、あとは当直をしていただいたりということでやっております。常勤は2名です。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

常勤は2名、それはわかっております、私も大分お世話になっておりますので。

それと、今内科のほうもそういうふうな体制ですか。今内科のほうも外部からおいでになってるんでしょう。ということは、内科のほうは今3人体制ですかね、常勤。それで、4人ということになるわけですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

常勤は3名です。整形外科と同じような感じで、内科のほうも専門的に肝臓の専門の先生は月に2回来てもらったりとか、あと夜間の当直に来ていただいたりとか、そういった派遣という臨時で来ていただいている方は4名いらっしゃいます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

その辺は私たちもいつもお世話になっとなかなか知らんですもんね。町民の皆さんはそんだけのことを把握しておられるのか、啓蒙もあなたたちがどんだけのことをやっているのか、きょう聞いて初めて知りました。

それと、当直の件なんです、我々もお客様を扱う商売で、夜中によく体調が悪くなったり何だりされます。それで、内科の件で内科の先生が当直のときはいいんですが、当直の先生が外科ですと、そういうときはすぐ断られるですもんね。その辺のシステムをまずはとにかくおいでになってみてくださいと、そういうふうな言い方ができないのか。そういうこと

は外科にしる内科にしる、ひとまず病院に行けば患者さんは安心されると思います。そこからどこでも搬送をしていただくのはいいかと思うんですが、その辺の太良病院のシステムをどうにか変えていただけないかなというふうに思っております。うちはもうこう言っちゃ悪いんですが、そういうときには太良病院に行って断られるよりも、まずはもう佐藤病院に連れていけと私は言います。何でも受け入れていただけます。診察して、自分のとこでできない場合はほかの病院を紹介していただくということでそっちのほうに連れていきますが、太良病院は電話の先で断られます、きょうは外科の先生ですから内科のほうは診れませんので。また、きょうは小児科の先生ですので外科も内科も診れませんって、そういうことがありますので、そういうシステムを変えていただければと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

実際、今、議員言われたような事例が発生しているのは承知しています。現段階では、最初に電話一報をとった者がそういった答えをするのではなく医者に真っすぐ電話を回して、医者の判断を仰いでいるところです。次の日に断った事例があれば、院長と私と実際その現場にいたスタッフが話し合いをして、どうか対策ができなかったのか、どうやったら受け入れられたのか、そういったところを検証をしているところです。なるべく受け入れられるような体制をつくっていきたいということで、今そういった話し合いをしながら受け入れが柔軟にできるようにやっているとところです。実際断っている事例もあるのは確かです。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

それと、当直の先生は毎日いらっしゃいますが、月何回ぐらいの診療をなされていますか。それは月々によって大分違うと思うんですが、月に当直の先生方がどれぐらいの回数で診療されておるのか、夜中ですね、当直になった場合の先生の。それがわかれば教えていただければと思いますが。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

数カ月前にデータをとったときは大体9時前ぐらいまでに2.3人以内ぐらいです。それ以降の時間帯はもうほぼ1人あるかないか、そういった感じです。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第17号 平成31年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。

午後1時28分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 山 口 一 生

署名議員 西 田 辰 実

署名議員 松 崎 近